

## 鳥取県告示第125号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第28条第1項の規定により漁業の許可を取り消すことに伴い、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第9条前段の規定により告示する。

平成24年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 聴聞の日時 平成24年3月13日（火）午後2時から
- 2 聴聞の場所 鳥取市東町一丁目271  
鳥取県庁第22会議室（鳥取県庁第二庁舎4階）
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第28条第1項の規定により漁業の許可を取り消すものである。